

第3回インドネシア法整備支援本邦研修

国際協力部教官

石田正範

第1 はじめに

法務省は、インドネシアにおける法整備支援活動として、平成27年12月に独立行政法人国際協力機構（JICA）が開始した、同国最高裁判所、同国法務人権省法規総局¹（以下「法規総局」という。）及び同省知的財産総局²（以下「知財総局」という。）を実施機関とする「ビジネス環境改善のための知的財産権保護・法的整合性向上プロジェクト」（以下「本プロジェクト」という。）³に全面的に協力しており、当省から本プロジェクトのために、検事2名（うち1名は知的財産高等裁判所での勤務経験のある裁判官出身）をインドネシアへ長期派遣するなどしている。

本プロジェクトにおいては、平成28年7月21日から同月28日までの間（移動日を除く。）、インドネシア最高裁判所、法規総局及び知財総局の関係者合計21名を対象として、第1回本邦研修を東京において実施し⁴、その後、同年10月24日から同年11月4日までの間（移動日を除く。）、インドネシア最高裁判所関係者13名を対象として、第2回本邦研修を東京において実施した⁵ところであるが、それらに引き続き、同年10月25日から同年11月3日までの間⁶（移動日を除く。）、

法規総局関係者9名⁷を対象として、第3回本邦研修（以下「本研修」という。）を東京において実施した。

現在、インドネシアでは、大統領の指揮の下、法令間の整合性を高めるための諸施策が進められており、その一環として、法規総局は、インドネシアの立法手続、法体系等を規定した2011年第12号法律の改正（以下「12号法律改正」という。）に向けた作業を進めている。

12号法律改正においては、立法過程における法規総局の役割の見直し、地方条例の制定過程における同局の関与の強化等が目指されていることから、本研修においては、本研修前の法規総局側との打合せに基づき、12号法律改正作業への助けとなるよう、日本における立法過程や地方条例の制定過程等をカリキュラムの中心に据え、それらに関する知見を提供することとした。

第2 本研修の概要

1 訪問・講義

(1) 当部講義

本研修の冒頭に、当職において、本研修における訪問、講義に先立ち、それらの前提知識を得てもらうとともに、日本の立法過程の全体像を把握してもらうために、日本の立法過程、法令体系、地方条例に対する司法審査等の概要について、講義を実施した。

(2) 総務省

法規総局は、法令間の整合性を高める一方策として、将来的には効率的な法令データ

¹ 我が国の内閣法制局等に相当する組織である。

² 我が国の特許庁等に相当する組織である。

³ プロジェクト期間は、平成28年12月から平成32年12月までの5年間で予定している。

本プロジェクトの詳細については、ICD NEWS 第67号（2016年6月）51ページ「[インドネシア] インドネシア新プロジェクトがスタート～ビジネス環境改善のための知的財産権保護・法的整合性向上プロジェクト～」を参照されたい。

⁴ 第1回本邦研修の詳細については、ICD NEWS 第69号（2016年12月号）153ページ「第1回インドネシア法整備支援本邦研修」を参照されたい。

⁵ 第2回本邦研修の詳細については、本号140ページ「第2回インドネシア法整備支援本邦研修」を参照されたい。

⁶ 日程は、別添1「日程表」のとおり。

⁷ 研修員は、法務人権省の特別職であるファジャール・ボス・サルモン・ラセ法務人権大臣アドバイザー、法規総局のナンバー2であるブリヤント法規総局事務局長ら9名（別添2「研修員名簿」のとおり）。



当部講義の様子



総務省訪問の様子

ベースの構築を望んでおり⁸、それが将来的には本プロジェクトの活動の一つとなる可能性もある。

そのため、日本の法案作成過程で重要な役割を果たしている「法制執務業務支援システム (e-LAWS)」を所管する総務省を訪問し、同省行政管理局管理官室副管理官らから、同システムについて説明を受けたり、そのデモンストレーションを見たりしたほか、日本の行政不服審判法及び行政手続法について講義を受けた。

(3) 東京都庁

東京都総務局総務部文書課統括課長代理らから、同都における条例案審査過程、国と地方公共団体との役割分担等について講義を受けた。

(4) 衆議院法制局

衆議院法制局を訪問し、同局法制企画調整部調査課員らから、日本の立法過程と立法評価、衆議院法制局の組織、役割等について講義を受けたほか、国会議事堂等の施設見学を実施した。

(5) 法務省刑事局

法務省刑事局参事官から、同局における法律案の作成過程等について、講義を受けた。

(6) 文化庁

本プロジェクトは、ビジネス環境改善のた

⁸ インドネシアでは現時点でも法令データベースは存在するものの、収録法令が十分でない上、法令の検索ができないなど、未だ十分なものではないとのことである。

めの知的財産権保護・法的整合性向上を一義的な目標として掲げていることから、それに関連する情報の提供として、文化庁を訪問し、同庁長官官房国際課海賊版対策専門官から、日本の著作権法の概要等について講義を受けた。

(7) 法務省民事局

法務省民事局参事官から、民事基本法例の立案事務について講義を受けた。

2 インドネシア側発表

ファジャール・ボス・サルモン・ラセ法務人権大臣アドバイザーから、12号法律改正について、改正の必要性、予定している改正点、克服すべき課題、日本側から協力を受けたい点、今後の作業スケジュール等について発表を受けた。

3 意見交換

意見交換においては、12号法律改正に関し、インドネシア側が具体的にどのような点について日本側の協力を求めたいのか、改正にあたり克服すべき課題の背後にある問題点等について、率直かつ深いレベルで意見交換をした。

また、インドネシア法令の問題点 (①法改正時に附則に「改正後第…条と矛盾しない既存の条項は改正後もなお有効とする。」などという記載の仕方をするため、改正により失効する条項と有効な条項が不明確、②法律の公布日と施行日が同一、等) について、日本側から率直に指摘し、改善の余地等について議論するなどした。



意見交換の様子



民事局参事官による講義の様子

4 その他

(1) 部長主催意見交換会

当部阪井光平部長主催の意見交換会兼昼食会を実施し、阪井部長ら当部職員と研修員との間で率直な意見交換をするとともに、親睦を深めることができた。

(2) 懇談会

公益財団法人国際民商事法センター主催の懇談会が開催され、研修員と日本側関係者との間で一層の懇親が図られた。

第3 所感

前記のとおり、第1回本邦研修はインドネシア最高裁判所、法規総局及び知財総局の3機関を対象としたもの、第2回本邦研修は同最高裁判所を対象としたものであったのに対し、本研修は、法規総局のみを対象とした最初の本邦研修であり、法規総局の関心事項に絞ったカリキュラムとしたことから、研修員にとってより効率的な研修となったものと思料する。

また、当省と法規総局とでは本プロジェクト開始前には交流がほぼなかった上、本プロジェクトも開始から間もないこともあり、当省側関係者と法規総局関係者の間には若干の距離があったことは否めないが、本研修時の意見交換においても、インドネシアの法律の法技術的な問題点等、法規総局側にとっても耳が痛い

内容も率直に議論できたことから、本プロジェクトを通じてその距離は徐々に近づいてきていると言えるものと思われる。

なお、本研修後のアンケートでは、日本で印象に残った点として、犬を散歩する人が犬の糞を持ち帰っていたり、他の車等がない状況でも車が信号を守っていたりしたことに非常に驚いた旨が述べられていたが、本邦研修において、日本社会を実際に見てもらうことは、本プロジェクトにおいてインドネシア側、日本側が共通理解を深めながら種々の作業を共同で進めていく上で、意味があることだと感じた。

最後に、大変御多忙の中、本研修に多大なご協力をしていただいた関係機関の皆様、インドネシアから研修員に帯同していただいた通訳のジョコ氏らに対し、この場を借りて改めて深く感謝申し上げます。



集合写真

インドネシア法整備支援第3回本邦研修日程表

[教官：石田教官，廣田教官 事務担当：岸田専門官]

別添 1

月 日	10:00 12:00	14:00 17:00	備考
10 / 24	月 移動日		
10 / 25	9:15～9:45 JICAオリエンテーション 法務省小会議室	11:00～11:45 ICDオリエンテーション 法務省小会議室	14:00～16:15 日本の立法過程等 国際協力部教官 石田正範 法務省小会議室
		16:30～17:00 法務総合研究所長表敬訪問 法務総合研究所長室	
10 / 26	10:00～12:00 総務省訪問・講義 総務省行政管理局管理官室副管理官 高田智夫 総務省		14:00～16:30 インドネシア側発表 JICA東京国際センター (TIC) SR301
10 / 27	9:30～12:00 意見交換 中央合同庁舎6号館A棟1階集団処遇室	12:15～13:45 部長主催意見交換会 及び記念撮影	15:00～17:00 東京都庁講義 東京都総務局総務部文書課統括課長代理 南友和，奥田祥史 回課主任 葛西健二 JICA東京国際センター (TIC) SR404
10 / 28	11:00～12:00 衆議院法制局訪問・施設見学 衆議院法制局担当者 衆議院法制局	13:30～16:00 衆議院法制局訪問・講義 衆議院法制局法制企画調整部調査課 吉澤紀子 衆議院法制局	
10 / 29			
10 / 30			
10 / 31	10:00～12:00 刑事局講義「法務省における法律案の作成の流れ」 刑事局参事官 隄良行 法務省小会議室	14:00～16:00 文化庁訪問・講義 文化庁長官官房国際課海賊版対策専門官 野田昭彦 文化庁	
11 / 1	10:00～12:15 民事局講義「民事基本法令の立案事務について」 民事局参事官 松井信憲 法務総合研究所赤れんが棟共用会議室	14:15～16:45 意見交換 法務総合研究所赤れんが棟共用会議室	
11 / 2	10:00～12:00 意見交換 JICA東京国際センター (TIC) SR409	13:30～15:30 意見交換 JICA東京国際センター (TIC) SR409	
11 / 3	10:00～11:45 総括質疑・意見交換 国際協力部教官 JICA東京国際センター (TIC) SR301	12:00～12:30 評価会・修了式 JICA東京国際センター (TIC) SR301	
11 / 4	金 帰国		

インドネシア法整備支援第3回本邦研修

別添 2

1	ファジャーール・ボス・サルモン・ラセ
	Mr. Fajar Bos Salmon Lase
	法務人権大臣特別アドバイザー
2	プリヤント
	Mr. Priyanto
	法務人権省法規総局事務局長
3	ヌルヤンティ・ウィディヤスティ
	Ms. Nuryanti Widyastuti
	法務人権省法規総局条例支援・起草指導局長
4	カンティ・ムルヤニ
	Ms. Kanti Mulyani
	法務人権省法規総局起草局法案・法律代替政令案作成課長
5	ヌール・ロフマ・ムリヤナ
	Ms. Nur Rokhma Muliana
	法務人権省法規総局法整合性第一局法務・基本人権整合化第一課長
6	ラフマトツラー・ズルキフリ
	Mr. Rahmatullah Zulkifli
	法務人権省法規総局事務局法令起草担当者
7	イルマ・ワユフニ
	Ms. Irma Wahyuni
	法務人権省南スラウェシ地方局法令起草担当者
8	ヌルル・ヒダヤー
	Ms. Nurul Hidayah
	法務人権省東カリマンタン地方局法令起草担当者
9	ミルサワール
	Mr. Mirsahwal
	法務人権省リアウ地方局法令起草担当者

【研修担当/Officials in charge】

教官 / Professor 石田正範 (Ishida Masanori), 廣田 桂 (Hirota Kei)

国際協力専門官 / Administrative Staff 岸田俊輔 (Kishida Shunsuke)